

# 冬の交通事故防止運動

12月11日～1月10日

この運動は広く県民の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図る。特に、年末年始の飲酒の機会が多いシーズンを迎えて飲酒運転追放意識を高めるとともに、冬期特有の交通事故防止を図ることを目的としております。

## 運動の重点

- 一、飲酒運転の追放
- 二、スリップ事故の防止
- 三、踏切事故の防止
- 四、歩行者、自転車利用者の事故防止

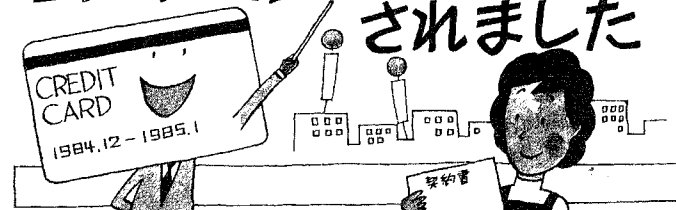


冬は、雪や寒さのため、道路や交通の環境が夏場とすっかり変わってしまい、交通事故が発生しやすくなります。ドライバーも歩行者も、一層気をひきしめて安全運転・安全歩行の習慣をしっかりと身につけるとともに、お互いに相手の立場を尊重する「ゆとりと思いやりの心」をもって冬の交通事故を防止しましょう。

## 昭和60年 交通安全スローガン

- シートベルト、いつも乗るたび、乗せるたび
- まがり角、とまる習慣、待つしつけ
- とび出しは、ほくも車も、どつきんこ

# 割賦販売法が改正されました



割賦販売法が改正され十二月一日から施行されました。今回の改正により一段と消費者保護が図られました。そこで主な改正点は次のとおりです。

- 一、法の適用範囲が拡大されました。
  - (1) 個品割賦購入あっせん  
今までの割賦購入あっせんは、信販会社が発行するクレジットカードにより加盟店から商品を購入する方式でしたが、今回、個品割賦購入あっせん方式が追加されました。これはカードを使わないで個々契約ごとに信販会社が消費者に代わって販売会社に立替払をする方式のことをいいます。
  - (2) リボルビング方式  
月賦百貨店などが発行するカードで毎月の借入残高が10万円とか20万円という一定の限度額までならいくつもの商品を買うことができ、その支払いは毎月一定額を支払っていくもので、消費者が商品をつぎつぎに買うと一定額の支払いが続くという回転(リボルビング)形態になるものをいいます。
  - (3) 指定商品の追加  
従来の指定商品は、耐久性のあるものが主な条件でしたが、今回の改正で消耗品の健康食品、コンドーム化粧品、印章が追加されました。
- 二、抗弁の接続(支払拒否)ができることになりました  
今までは信販会社との間に立替払契約があるために割賦

金を支払わなければなりませんでしたが、改正により「販売業者に対して有する抗弁をもって対抗しうる」ととなり、信販会社に対しても支払拒否ができることになりました。ただし、総合・個品割賦あっせんの場合は4万円、リボルビング方式の割賦購入あっせんの場合3万8千円未満の取引は適用されません。三、クーリングオフ期間が延長されました。訪問販売で商品を購入した場合無条件で解約できる制度のことをいいますが、この期間が四日間から七日間に延長されました。割賦販売法の改正の主な内容は以上のとおりですが、これによって割賦販売をめぐるトラブルがすべて解決されるわけではありません。消費者一人一人が契約書をよく読んで内容を確かめから契約することが最も大切なことではないでしょうか。尚、不明な点、もっと詳しくいことをお知りになりたい方は、県消費生活センター(〇二五二一六七四一九六)から役場産業課へお問合せください。

# 「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正されました

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正され、来年の一月一日から施行されることになりました。その主な改正点を、ご紹介しましょう。

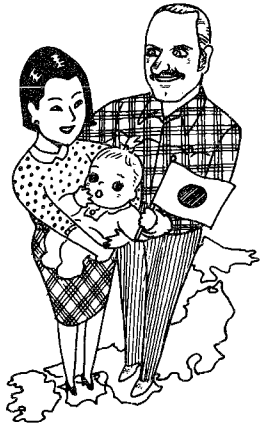
昭和60年1月1日 施行

## 父母両系主義へ

これまでは、原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人になれなかつたのですが、昭和六十年一月一日からは、生まれた時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

## 二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子が多くなります。例えば、韓国人夫、日



本人妻の夫婦から生まれた子は、これまでは父親の韓国の国籍だけを取得しましたが、これからは、これに加えて母親の日本国籍をも取得して、二重国籍者になります。改正法は、このような二重国籍の増加に対処するため、新たに次のような二重国籍防止のための制度を設けました。一、国籍の留保制度の適用範囲の拡大  
国籍の留保制度というのは、例えば、アメリカ合衆国やブラジルなどのように、自国内で生まれた人に国籍

を与えることとしている(これを生地主義国といいます)で生まれたことにより二重国籍になった子は、日本の国籍を留保する届出をしなければ日本の国籍を失うという制度です。これまでは、この制度は生地主義国だけに適用があったのですが、改正法はその適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となった場合にすべて国籍留保の届出を必要とすることにしています(先の例の韓国人夫、日本人妻間の子が国外で生まれた場合にも、この制度が適用されることとなります)。二、国籍の選択制度の新設  
この制度によれば、二重国籍者は、原則として二十才になるまでに日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。日本の国籍を選択する場合は、外国の国籍を離脱するか、又は「日本の国籍を放棄する」旨の選択の宣言を村長に届け出ることに選好することにより、日本の国籍を選択するには、日本の国

籍の離脱を届け出ることなどによって行われます。また、法律に定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしないでいると、法務大臣から催告され、一か月以内に選択をしないと自動的に日本の国籍を失うこととなります。三、帰化条件の改正  
これまでは、日本人と結婚した外国人の帰化条件(帰化するための最低限の条件)は、その外国人が夫であるか妻であるかで居住の条件などに差異がありました。改正法では、これを同一にして、三年以上国内に居住していること(結婚が三年以上上統している場合には、一年以上国内に居住していること)が必要になりました。このほか、これまでは、帰化申請者本人に独立の生活能力のあることが必要とされていましたが、改正法では、原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。また、帰化の時に外国の国籍を失うことが必要とされる二重国籍防止条件についても、特別の事情がある場合

には、例外として帰化が認められることとなっています。四、届出による国籍の取得  
父母両系主義は、昭和六十年一月一日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。けれども、国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行の日(二十才未満であるもの)については、一定の条件の下で、施行後三年間に限り法務大臣に届け出ることによって日本の国籍を取得することができま

## 国際結婚した人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのは、これまでと同じですが、改正法は、その人が希望するときは、結婚の日から六か月以内に村長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏を名づけることができることになりました。詳しいことは、新潟県方法務局にお尋ね下さい。

〇二五二(二二)一五六一